

# 梅ちゃん先生の 法律相談

## 第2回

### 「裁判」に関する あれこれ

公益社団法人日本照明家協会監事 梅本寛人 (弁護士)

今回は、前号でも予告しましたとおり、「裁判」に関するあれこれを書いてみたいと思います。

「裁判」というものについて、皆様はどのようなイメージをおもちでしょうか。関わり合いたくない、何か“おっかない”、というイメージも強いかと思いますが、皆様が何らかのトラブルに巻き込まれたりした場合等で、いつ裁判に関わることとなってもおかしくはありません。また、最近では刑事裁判について広く国民が参加する「裁判員制度」というものもあり、皆様が突然裁判員に選ばれ、法廷の壇上に座って裁判に参加するという可能性もあります。

ということで、皆様にとって実は縁遠い存在でもない「裁判」というものについて説明をしたいと思います。

日本の「裁判」は大きく分けて2つあり、1つが「民事裁判」、もう1つが「刑事裁判」です。「民事裁判」とは、基本的に国民同士で、例えば、貸したお金を返してくれない、納めた商品の代金を支払わないので、請求する、名誉を毀損されたので損害賠償請求をする、交通事故にあったので加害者に損害賠償請求をする…といった紛争解決の手段として裁判を行う、というものです。よく「訴えてやる!」というセリフをテレビドラマ等で聞きますが、この「訴えてや

る!」とは、正確には「あなたの〇〇という行為について、私は責任を追究するために、民事裁判を提起します」という意味となります(もともと、状況によっては、警察等に被害を「告訴する」という意味で「訴えてやる!」が使われる場合もあります。この「告訴」とは、警察等に対して、犯罪による被害事実を申告し犯人の処罰を求める行為という意味です。民事裁判の提起とは異なります。)

他方で、「刑事裁判」とは何かというと、刑法法令に触れる犯罪行為が行われた場合に、検察官が、被告人を訴追し刑罰を科するために提起する裁判、というものです。日本では、「刑事裁判」を起こすことができるのは基本的に検察官のみであり、一般の私人は刑事裁判を起こすことができません。そして、「刑事裁判」では、被告人が行ったとされる犯罪事実とこれに対する刑罰が決定されることとなります。

このように、「民事裁判」と「刑事裁判」とでは、訴えを起こすことができる者や審理の対象等で大きな違いがあり、実際に、法廷においても雰囲気は違ったりするのですが、裁判が主に行われる法廷のつくり、特に違いはありません。

私は、裁判の仕事としては、民事裁判の占める割合が圧倒的に多く、刑事裁判は少し行う程度ですが、映

画やテレビドラマで扱われるのは、圧倒的に刑事裁判の方が多いいえます。民事裁判よりも刑事裁判の方が、犯罪や刑罰を扱うものであるためにダイナミックな展開を図りやすく、映像化もしやすい、という点もあるのでしょうか(そういえば「離婚弁護士」というドラマもありましたが…)。

もともと、日ごろ法廷に頻繁に立っている人間から見て、刑事裁判の法廷を扱ったテレビドラマ等を見ると、実際とは違うな…という場面によく出くわします。例えば、裁判官の定番ともいえるセリフが、ざわついた法廷内を鎮めるために発する「(木槌をたたいて) 静粛に!」というものですが、私はそのような場面はテレビドラマでしか見たことがありません。そもそも、日本の裁判所では裁判官の手元に「木槌」は置かれていません。また、検察官や弁護人が、相手が質問をしている際に遮って「異議あり!」と発するのもよくあるシーンですが、これもあまり見かけません。私は「ちょっと待ってください」とは言ったことがあります。

テレビ等との違いという点で思い出しましたが、ニュース等の報道では、刑事裁判の被告人のことを「〇〇被告」といいます。法律(刑事訴訟法)上の正式名称は「被告人」です

が、報道では決まって「〇〇被告」という呼び方をします。なぜそう言うのか理由は不明ですが(ご存知の方がいましたら教えてください)、実は「被告」という言葉は、先に挙げた「民事裁判」において、訴えられた当事者を意味する言葉として、法律(民事訴訟法)上は使用されるものです(訴えた方を「原告」と称します)。ですので、こちらが原告となり民事裁判を提起すると、裁判所に呼び出される当事者は「被告」となりますが、テレビで刑事裁判での被告人を「〇〇被告」と呼んでいるために、当事者の方から「私は悪いことをした被告ではない!」とクレームを付けられることがよくあります(中には民事裁判に敗訴すれば「前科」がつくとまで考えている方もいますが、それは完全な誤解です)。そういう時は決まって「いえいえ、それは刑事裁判の話でして、民事裁判では「訴訟提起を受けた人」という以上の意味はないのですよ…」と説明するのが常ですが、マスコミの皆様、刑事裁判においては法律に則して「〇〇被告人」と報じていただけませんか。この場を借りましてお願いをする次第です。

さて、裁判所で行われるのは、以上のような「民事裁判」や「刑事裁判」だけではありません。例えば、家庭裁判所では、家庭に関する紛争(離婚、遺産相続問題等)についての「調停」や「審判」が行われていますし、「民事裁判」や「刑事裁判」を行う地方裁判所においても、「裁判」以外に、労働関係に関する紛争を解決する「労働審判」、借地関係についての紛争を解決する「借地非訟」、借金等で困った人を救済する「破産手続」など、実にさまざまな手続が行われています。

ちなみに、現在、「民事裁判」や「刑事裁判」の数は、実は10年程度前のピーク時から比べて大きく減少している一方、家庭裁判所での調停や地



方裁判所での労働審判の件数は大きく増加しています。なぜこうなっているのかは、さまざまな理由が考えられるところですが、例えば「労働審判」の場合、扱われるのが多いのは解雇の無効や未払残業代を請求するといった類型ですが、基本的には3回の期日で迅速に労使間の紛争解決が図られる手続であるため、労働者にとっては利用しやすく、件数が増加しているものと推測されます。本誌の読者には、会社を経営されている方も多と思われるので、この「労働審判」に関してもう少し述べますと、上記のとおり、「労働審判」は、基本的に3回の期日(第1回期日～第3回期日まで、期間にして2～3カ月程度)において、裁判官がリードする形で労使間の話し合いをベースに、労働者と使用者間の個別の紛争を解決しようとする手続です。東京や大阪といった大きな裁判所では、労働関係に関する紛争を専門に扱う部が置かれており、労働審判はこの専門部に係属します。そして、非公開の部屋にて、一つの丸い大きなテーブルを囲み、中央に裁判官1

名と審判員2名(労働者側出身の民間人と使用者側出身の民間人)が着席し、その両脇に、労働者本人と代理人弁護士、使用者側の代表者等責任者と代理人弁護士が着席する、という配置です。ここで、双方の言い分がまず述べられ、裁判官・審判員から次々に質問が行われ、その後、裁判官の心証をベースに双方の合意点を探っていくという手続です。使用者側としては、突然、会社から労働審判の申立書等の書類が送付され、準備期間が極めて限られていることから、その対応が非常に大変なのですが、これは、日ごろの労務管理のあり方がダイレクトに関われる場面であるといえましょう。

以上、裁判に関してのあれこれを書きましたがいかがだったでしょうか。次回からは、労働審判の話も出たことですので、何回かにわたり、企業における労務管理にまつわるテーマに関して、ご説明をしたいと思えます。